税務課からのお知らせ

夜間納税相談窓口を開設しています

夜間でなければ納付できない方、納付忘れの方へ

毎月2日間、夜間納税相談窓口を開設しますのでご利用ください。

開設日時 毎月10日・25日の午後5時~8時(土・日・祝日の場合は翌日などの開庁日)

業務内容 市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保 険料についての納付と納税相談

開設場所 市役所1階 税務課内

※夜間窓口をご利用の場合は納付書等を持参してください。納付書がない方は事前に連絡をお願い します。

問い合わせ 税務課 収納対策係 ☎0978-72-1111 (代表)・☎0978-72-5162 (直通)

倒産・解雇により離職された方、失業、疾病等により所得が著しく減少する方へ 国民健康保険税・個人住民税の減免制度

1. 国民健康保険税

◎減免される対象者

平成24年3月31日以降に次のうちいずれかに 該当する方。

- ①営業不振により廃業した方 自営業の方で営業不振により廃業の場合に 限ります。
- ②解雇等により離職した方本人の意思に反した会社等の都合により解雇された方及び病気等により離職した方。 ※「非自発的失業軽減制度」を受ける方は除きます。

◎減免される保険税額

上記①の場合は前年所得のうち事業所得を、 上記②の場合は前年所得のうち給与所得を 100分の30に減額して保険税を計算します。

◎減免対象期間

廃業、離職した日の翌日の属する月から、そ の年度末まで。

- (例) 平成24年5月31日離職の場合
 - →平成24年6月から翌年の3月まで

2. 個人市県民税

失業、疾病等により所得が著しく減少する方で一定の所得条件を満たす場合は平成24年度個人市県民税が減免されます。

◎失業、疾病等とは

本人の意思に反した会社等の都合による解雇 や、倒産及び深刻な経営の悪化による廃業によ り失業した場合、または病気等によりやむを得 ず離職した場合をいいます。

◎一定の所得条件とは

- ①本人の平成23年中所得が400万円以下の方
- ②本人の平成24年中所得が平成23年中所得より30%以上減少する方
- ③世帯全員の平成24年中所得合計金額が400 万円以下の場合。
- ※①②③の条件を全て満たさなければなりません。
- ※平成24年中所得には雇用保険基本手当等を 含みます。

◎減免割合

申請日以後に到来する納期分の所得割額を所得の減少の程度に応じて減免します(均等割は減免の対象になりません)。

3. 申請に必要なもの

- 失業の理由の確認できる書類(雇用保険受給 資格者証、離職票等)
- 廃業・倒産が確認できる書類(廃業届出書、 倒産決定通知書等)
- ※減免手続きの詳細については下記までご連絡 ください。

問い合わせ 税務課 市民税係 ☎0978-72-1111 国民健康保険税減免(内線132) 個人市県民税減免(内線133・136)